

★ 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

製菓衛生師試験の申込手続を改善するとともに、製菓衛生師の免許事務の効率化を図るため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年三月六日